

最低制限価格の算定基準の改正について

測量、建設コンサルタント等業務委託における最低制限価格の算定基準を改正いたしました。改正内容については以下のとおりです。

対象業務

契約検査室で入札・契約を行う測量設計業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、その他コンサルタント業務

改正内容（最低制限基準額）

〔 現行 〕

予定価格 × 6/10



〔 改正後 〕

予定価格 × 2/3

※上記の式に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
※最低制限価格は、上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として市長（上下水道局、交通局、病院局発注分については各事業管理者）が定めます。

適用時期

一般競争入札については平成23年7月1日以降に公告を行うもの、指名競争入札については平成23年7月1日以降に指名を行うものから適用します。
平成23年6月末までに公告及び指名を行ったものについては、改正前の基準が適用されます。